

都市計画の案に関する公聴会

開催日：平成26年6月24日

場所：都庁議会棟 都民ホール

【議長（都市計画課長）】 それでは定刻となりましたので、これより都市計画法第16条第1項及び東京都都市計画公聴会規則に基づく、都市計画の案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日議長を務めます東京都都市整備局・都市計画課長の新井と申します。よろしくお願ひいたします。

公述を始めていただく前に、本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして簡単に御説明いたします。

現在、東京都では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに「防災街区整備方針」の都市計画変更手続を進めております。この手続の一環として、本年5月16日より30日までの2週間、これら2方針の原案を都民の皆様の縦覧に供したところでございますが、その際、あわせて公述人の募集をいたしましたところ、延べ16名の方より公述の申出がございました。

公聴会は、今回を含め計5回開催いたしますが、本日は7名の方に公述していただくこととなっております。

これからお聞きする公聴会での公述内容につきましては、最終的に作成する都市計画の案の参考意見とさせていただきます、都市計画の案ができましたら都市計画法第17条に基づく縦覧手続をとり、再度皆様に都市計画案をお示しすることとなっております。

次に、本日の公聴会の運営について申し上げます。

まず、当公聴会は、公述人の方の御意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場で御意見に対する見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。また後日、本日の公聴会の議事録、御意見の要旨とこれに対する東京都の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは、本日公述意見をお聞きする職員を御紹介いたします。東京都都市整備局都市づくり政策部・広域調整課の武田政策調整担当課長でございます。

【公聴人（政策調整担当課長）】 政策調整担当課長の武田でございます。よろしくお願ひいたします。

【議長】 東京都都市整備局市街地整備部防災都市づくり課の青木課長でございます。

【公聴人（防災都市づくり課長）】 防災都市づくり課の青木でございます。よろしくお願ひいたします。

【議長】 続いて、公述人の方に申し上げます。公述にあたっては、まず御自分の氏名

と御意見の対象となる都市計画原案の名称を述べていただいた後、公述を始めてください。また、公述時間は10分以内となっております。制限時間となりましたらチャイムを鳴らしますので、時間をお守りになって公述をしていただけるようお願いいたします。

なお、公述は、公述申出の際に御提出いただいた公述要旨に即し、かつ東京都都市計画公聴会規則第7条第1項の規定により、今回の都市計画の原案に関する範囲内で御発言をお願いいたします。

最後に、傍聴人の方に申し上げます。受付にて傍聴にあたっての注意事項を配付いたしましたが、これまで申し上げました公聴会の趣旨等を御理解の上、円滑な会の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、公述を始めさせていただきますので、1番目の方、前のほうにお座りください。準備ができましたら、まず最初にお名前と対象となる都市計画原案を述べてから公述を始めてください。

公述整理番号 第 2 号

公述者氏名

【公述人】 [REDACTED] と申します。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）について、ところどころに載っておりました合流下水の問題で公述したいと存じます。

まず、このような地図を、御理解の足しになるかと思って配らせていただきましたので、参考になさってください。

このたびは公聴会の公述人に選出していただきまして、ありがとうございます。今回の東京都の整備、開発及び保全の方針（案）の中には下水道の整備、合流下水の対策と、私が数年来訴えてきたことが取り上げられており、大変喜ばしく思ったのでございます。そこで、これらの計画を、旧中川に優先的に考えていただき、方針の中に明文化していただきたいのです。

旧中川への合流下水の放流は年間20回近く行われています。合流下水の中には水洗トイレの流し水が入っています。旧中川の合流下水放流の改善を求めて平成22年11月、都議会に請願書を出しました。以来、江戸川、墨田、江東区の区議会にも陳情し、昨年末には再度都議会に陳情いたしました。同時に舛添都知事、松浦下水道局長にも提言としてお願いのお手紙を差し上げました。その都度、下水道局様、江東治水事務所様からは丁寧な御説明をいただきました。このたび都市整備局様が上位計画としてマスタープランをおつくりになりましたので、旧中川のことをお願いする最良の、そして最後の機会だと思ひまして、公述人として応募いたしました。

江東デルタ地域では、合流下水の放流が問題になるのは浸水ではなくて滞留です。マイナスメートル地帯のため、川に流れがないのです。そして、放流されているのは旧中川にだけです。細長い6.7キロメートルの旧中川に墨田、江東、江戸川区の一部から江東デルタ全体の3分の1の合流下水が雨の日放流されております。

私が請願を出すことになった平成22年9月5日、台風9号による降雨で、小松川ポンプ所だけで5万6,000立方メートルの合流下水を旧中川に放流したとのこと。台風一過の翌朝、旧中川にかかる平井橋の桁下で河水を採取し、民間の検査センターにふん便性大腸菌の検査をお願いしました。結果は、100ミリリットル当たり8万4,000個。放流された合流下水は、呑み口であったところの木下川排水機場から荒川へ汲み上げ排水

されました。旧中川を逆流させています。江東内部河川改修でこのようになりました。

上流も下流も水門によって締め切られた盲腸河川のような、三日月湖のような旧中川に、先のオリンピックで水洗トイレが普及して以来、トイレ排水まじりの合流下水が放流されています。悪臭を放ちます。誠に不衛生、ひどい環境汚染です。旧中川に対しては、全般的な合流対策ではなく、ピンポイントで特区として対策を講じていただきたいのです。

旧中川には流れはないと申しました。実はポンプ汲上げはどれほどの頻度で行われているのかもお聞きしました。木下川排水機場では、1日17時間、昼間はずっとという感じでした。原則として、旧中川の水位をA. P. マイナス1メートルに保つため。旧中川に流れ込む水は隅田川からと、墨田区の吾嬬、吾嬬第二、江東区の大島、江戸川区では小松川、計4カ所のポンプ所からの合流下水です。旧中川を含めて、内部河川の河水は3日半で入れ替わるといように排水機場は働いているとのことですが、水の入替えに4日を要すると、それは湖または沼であるということになっているようです。その上、3・11の震災時には、節電のため排水ポンプの稼働を少なくした。また、隅田川の汚れがひどいときには河水の取り込みを中止するということでした。ポンプはとまるわけです。

旧中川の灯籠流しは数年目を迎えますが、その日、8月15日には、灯籠はゆらゆらと上流へ向かって流れていきます。これには仕掛けがあるのです。あらかじめ水かさかさが10センチメートル増えるように隅田川から河水を引き入れておいて、灯籠流しの開始、夕方7時に合わせて木下川排水機場のポンプを作動させるのです。

昨年の灯籠流しに参りました。ところが、流れていくはずだった灯籠は総武線の鉄橋の手前でUターンしてきてしまいました。ポンプ操作を間違え、荒川に予定より早く排水してしまったのかと思い、後でお聞きしました。風が吹いたため戻っていったとのことでした。ゼロメートル地帯の閉鎖河川では、このような珍事も起こります。流れがないと、合流下水の汚れも停滞いたします。このままでは旧中川は早晚、細長い巨大な肥だめになってしまいます。

6月15日の夜、「アユ探して多摩川の冒険」というテレビ番組を見ました。その数日前には、「江戸前アユ釣れる川に・都がプロジェクト・多摩川天然稚魚の堰避け上流へ陸送」という新聞の記事。1960年代、泡だらけだった多摩川は、アユが住めるほどきれいになったのですね。下水処理施設、水再生センターができたからだと思っています。今や多摩川を流れる河水の60%が、水再生センターから放流される再生水だということ

すから。水再生センターでは、合流下水を一定の基準まで浄化、殺菌しているわけですから。

ですが、旧中川に再生水の放流はありません。生の合流下水がそのまま、固形物は漉き取りますが、そのまま放流されています。栄養満点ですから、魚もいます。ボラとか、ハゼとか。でも、アユはいません。東京都江東治水事務所様の調査でわかったことです。旧中川は汚染されている上に流れもないのですから、アユが遡上するはずはないのですよね。

下水道局様がいろいろ手を尽くしていらっしゃるの承知しております。吾嬭ポンプ所の改築、小松川第二ポンプ所の新築です。けれども、今後の雨の量を考えると容量不足です。砂町再生センターを拡充するか、途中で貯留池を設けるか。思い切って旧中川の川底にシールド工法でトンネルの貯留池はどうでしょうか。また、平井・小松川地区は分流式にするということもお考えになってください。

先月5月18日、都庁よりバスの、有明水再生センターと白子川調節池群の見学に参加いたしました。有明ですが、下水汚泥をバキューム方式で8キロメートル離れた砂町センター、東部スラッジプラントへ送っているとのこと。また、有明センターの下水処理能力は12万立方。しかし、現在は3万立方の受入れであることを知りました。有明は砂町の下水処理を補完できるのではないのでしょうか。そうだとすれば、小松川ポンプ所管内の合流下水をもっと受け入れられるのではないのでしょうか。

実はその前に思うことがあります。なぜ大島ポンプ所を廃止し、小松川第二ポンプ所になったのでしょうか。大島ポンプ所の合流下水を真っすぐ砂町センター、あるいは有明センターに持っていき、小松川第二ポンプ所は小松川ポンプ所のあふれる合流下水を引き受けることとならなかったのかと。この方式のほうが下水道幹線としてスッキリしたのではないかと。大島ポンプ所跡地は一体何に利用する予定なのでしょう。小松川第二ポンプ所の新築工事現場も見学いたしました。ニューマチックケーソン工法というハイテク技術と、地下深くでの作業のための空気圧に耐え得るよう、潜水夫さながらの身体調整。その労働の過酷さに頭が下がりました。

それなのに、このポンプ所の構築に疑問を述べまして申しわけないのですが、もう一つ。それは、小松川第二ポンプ所の役割が合流下水を荒川に放流することにあることです。旧中川にではなく、荒川に直接に。旧中川にとっては大変喜ばしいラッキーなことです。でも、荒川はもとのまま汚染は続きます。合流下水は全て再生処理をしてから排出す

る、できれば再生水利用を考えるという計画を立てていただきたいと思います。

東京湾の水質浄化を図っていただきたい。顔を水につけてはいけない海水浴、去年の葛西臨海公園での話です。笑い話にもなりません。オリンピックのスラローム競技、トライアスロン競技も心配です。おもてなしという言葉が流行っておりますが、清潔な環境を用意することが一番のおもてなしではないでしょうか。

御清聴ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号 第 3 号

公述者氏名

【議長】 それでは次の方、よろしくお願いたします。

【公述人】 [REDACTED] です。東京都市計画区域特別区について公述いたします。それによろしいでしょうか。

【議長】 はい、結構です。

【公述人】 私は千代田区神田小川町に長年住んでいます。今、この神田地区は都市計画により建物の中高層化が図られています。地域全体がビジネス街で、事業者の方たちだけのまちなら問題はないかもしれません。中高層化されたビル街は機能的で活動もしやすいと思います。しかし、昔から長く住んでいます私には、この都市計画は経済面ばかりが強調され、進められているように思います。都市計画区域にも人が多数住んでいます。人間性のある温かいまちづくりが必要だと思います。

私の住んでいます神田小川町は子供から若者、老人まで、あらゆる年齢層の住民が生活をしています。お茶の水小学校の児童の歓声が聞こえます。また、鳥のさえずりも聞こえます。通行人の笑い声や会話も活発に聞こえます。身近に人の気配が感じられる生き生きとしたまちです。私は誇りに思っております。小規模で低層住宅も数多くあります。小規模低層住宅のよいところは、空が見え、広い空間が広がっていることです。また、エレベーターを設置する必要もありません。自力で外出でき、体力づくりにも役立ちます。健康的な生活を維持できます。エレベーターを利用する負の負担がなく、心穏やかでいられます。このよい環境を、いつの間にか浮上いたしました都市計画により変化させられるのは困ります。

実際、神田小川町地区では、都市計画諸制度に基づき、新たに新しい地区計画が持ち上がっています。具体的には一部の方の高層ビル計画があります。この高層ビルの容積率を上げるためなののでしょうか。いろいろな案が出されています。その一例が、6メートル道路で隔てられたビル計画とは関係の少ない私のところにも及んでいます。関係性の少ない私たちがセットバックする案です。セットバックして建てることにより道路傾斜が緩和されるのです。この案が通りますと、広く中高層化されたまちになります。中高層化されたまちは視界がさえぎられ、強い圧迫感が生じます。開放的で心を癒やす空間もなくなりま

す。味のあるまちの魅力も消え、無機質なまちに変化します。

また、居住者であり、商売をしています私には、1階の店舗の価値ははかり知れません。セットバックを強いられ、生活の糧となる店舗面積が縮小されると困ります。商売に支障が出ます。悪い影響が出ます。自分の土地を自由に使用できた今までの当たり前の生活を今後もしていきたいと思います。

都市計画諸制度により、住み心地の悪いまちに変えないでいただきたいと思います。人の心を癒やすのは自然界です。少しでも自然を感じられるまちを残しておいてください。このままの景観を残しておいてほしいと思います。公道に面した土地を削られず、高い建物もなく、自分の有効な土地を今の状態で生かしたいです。一律に都市計画をかけ、中高層化しないでください。小規模低層住宅も残し、弱者にも優しく、長く安心して住めるよう配慮ください。居住者や次の世代を築く子供、若者が喜びを感じられる穏やかな都市計画をお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号	第 4 号
公述者氏名	■■■■■

【議 長】 それでは次の方。

【公述人】 私は■■■■■と申します。■■■■■歳です。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について述べさせていただきます。

私のふるさとは中野・沼袋なんです。「うさぎ追いしかの山 こぶな釣りしかの川」のあの「故郷」のイメージとは大分かけ離れておりますけれども、紛れもなく、私のふるさとなのです。私は、ふるさと中野・沼袋が大好きです。そして、東京も大好きです。

その、私が住んでおる沼袋のことなんですけれども、私は8年近く前から地元沼袋地域を考える勉強会に参加しておりました。そして平成23年(2011年)のことですけれども、8月2日に開催された第3回中野区都市計画審議会の答申を得て、中野区画街路4号線として都市計画決定されました。その地域に住んでおります。その内容は、現在6メートルの幅員の道路を14メートルの幅員に拡幅し、2車線にするというものです。そして、平成26年度中に事業決定を目指すとしております。これは、いわゆる、開かずの踏切対策として、都内各地で見られております連続立体化事業との関連性があるということ言うまでもありません。具体的に申しますと、西武新宿線連続立体化事業のことであります。

私は、ある地域を都市計画決定するということは意義のあることと考えております。なぜならば、都市計画決定をするということは、都市のさまざまな活動力や地域の魅力を新たに作り出す都市空間としての役割が増すからであります。私が住んでいるところに限らず、東京都全体を見ても、既に都市計画された地域やこれから新たに都市計画決定をしようとする地域は、その道路整備がもたらす役割として、1つ、都市空間をグレードアップする、2つ目、都市空間をリフォームすると、浅野光行氏はその著書の中で述べております。

1つ目の都市空間のグレードアップということは、都市計画により拡幅された道路による、新たに生まれる公共空間と私的空間がその地域に果たす役割がますます重要になるということであります。私の住んでいるところにこれを当てはめると、550メートルの長さにわたって、現在の6メートル幅が14メートル幅になる、そういう新しい公共空間

が生まれるということであります。そして両側、私の場合では片側4メートルずつ。全ての建物が新しく建て直さなくてはならないということになりました。そして、建て直すことによって、新たな私的空間がその地域に果たす役割が今後ますます重要になるということであります。

2つ目の都市空間のリフォームということは、私の地元沼袋がそうであるように、ともすれば衰退していく地域にとっては、その更新がきっかけとなり、空間をよみがえらせるということであります。都市計画決定されながら、さまざまな事情により手をつけていない街路は、見方を変えれば、都市空間という大きな財産になる可能性があるということです。その結果、整備された街路空間は魅力や新たな環境をつくり出すことができ、また、地区のまちづくり等に寄与すると考えます。そういった意味で都市計画するということは意義があると考えております。

そこで先ほど申し上げました、都市計画を円滑に実行することによりつくり上げられる公共空間と私的空間について、その利用方法を含めて私からの提案を申し上げたいと思います。

新たに生まれた公共空間は、最近特にその重要性が求められている防災機軸としての機能が発揮できるための方策を必ず取り入れることです。例えば首都圏直下型地震の際、絶対必要とされる延焼防止帯の機能を持たせ、また、広域避難所への誘導路として活用できるようにすることであります。

そして、もう1つの新たにつくられる私的空間には、防災機軸の機能をさらに強化するために耐震、耐火建物とし、その上、ある一定の高さの建物がその沿道には連続して建てられるようにすることと考えます。

以上、2つの空間を有効的に、かつ効果的にするためには、その地域の土地利用としての高度地区指定と用途地域指定の見直しが絶対必要と考えております。都市計画は決定しました。用途地域、日影規制、高度地区は何もしません。それでは、用地買収により土地面積が減った分、延べ床面積は減少し、建物の形状はさらに変形し、延焼防止帯の役割は低下し、よりよいまち並みの形成には不都合なことになると考えます。

私の知る限り、道路が拡幅されて、それ以前よりさらに栄えた商店街はありません。また、都市計画事業が予定年度内にその実現を見たということも数少ないと思います。そうではなくて、以前よりずっとよいまちになったねと地域の人が実感できて、その上、個別の都市計画に対して迅速な合意形成と円滑な実現を目指すならば、この迅速な合意形成と

円滑な実現、これは極めて大事な言葉なんですけれども、東京都は都市計画決定した地域またはこれから都市計画決定をしようとする地域には、その地域の高度地区指定と用途地域指定、日影規制を必ず見直すことを私は要求いたします。

言うならば、都市計画決定地域内の特区という考えはいかがでしょうか。実は中野区、私の住んでいるところで都市計画決定された2011年のその審議会を傍聴したんですけれども、そのときに中野区の担当者の方が用途地域のことについて一言述べておりました。これから考えてみます。それ以来ずっと、何も、私らのところにはそういう情報が流れてきておらないのです。この都市計画決定をしたところに対して用途地域の見直し、高度地区の見直し、それをしませんと、延焼防止帯の役割、その他高い建物が連続してできませんので、これは極めて重要なことと考えております。

次に、今、東京都内で行われている鉄道連続立体化事業の都市基盤施設の整備により新たに生まれた地上空間の開放は、その地域にとって重要な課題と考えております。現在はある一定割合を鉄道事業者が公共的なものに提供すればよいことになっていると認識しておりますが、国民からの大切な税金を投入して生まれた新しい空間は、地域のみならず、国民共有の財産であると考えますので、一定割合の見直しを含めて鉄道事業者と地元住民との話し合いには、都としても積極的に関与されることをお願い申し上げます。ありがとうございます。

【議長】 どうもありがとうございました。

公述整理番号 第 5 号

公述者氏名

【議長】 それでは次の方、準備をお願いいたします。

【公述人】 [REDACTED] と申します。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の原案への意見です。

第1、特色ある地域の将来像、方針40ページ以下のうち、方針53ページ、中野の項についてです。

まず、中野の項の都市計画区域がどの範囲を示すのかわかりません。地域不明確で縦覧に供したことになるのか疑問です。中野2丁目の再開発計画中の都の供給公社付近のエリアに桃丘小学校跡地付近を加えてのことと想定して、主として中野2丁目について意見を申します。

次に、既に都市計画決定を間近に控える程度に成熟した開発計画が存していて、その計画を抽象的に表現して具体的開発案を伏せてマスタープランというのは縦覧とは言えないと思います。この開発手続的にも違法の疑あり、かつ内容的にも反対です。

東京都という行政機関の縦覧と言いながら、情報開示していると言えないのみならず、区の間与する計画であって、区の条例を守るべきところ、中野区自治基本条例2条、3条、5条の条文に反して、区民との情報共有がなされていません。さらに、内容も都市における空間、人間の生きる空間の貴重さの視点がありません。

東京都と中野区は、エリア内にある中野消防団第5分団本部を拡張し、2階建てにして旧勤労福祉会館、現産業振興センターの樹林を破壊して、ここに移設する計画を立て、住民の反対で去年の建設契約は解除されましたが、本年11月に再入札の予定です。したがって、このマスタープランは、方針32、33ページにある自然環境の整備、保全の方針——これには賛成ですが——に反します。

マスタープランの目指す中野2丁目の再開発は、エリア内の開発に邪魔な東京都の施設を他へ移し、東京都と中野区という行政機関の有する土地の開発利益のためにエリア付近の他の区民の生活の侵害に転嫁するという、都と区の行政です。

一方、本公聴会につき、都はマスタープランとして方針53ページで抽象文言で表現し、その賛否を問うています。しかし、エリア内の一部の方々、あるいは近隣有力者のみ

で具体的な情報を共有していて、近隣住民にはまだ決まっていません、これからですと、説明会のたびに区役所の職員は今回の方針同様、抽象的説明のみです。地権者の一部では、よい条件をもらったから承認したというものがあったり、町会の要望で駅南口からの坂道にエスカレーターがつくなどと話が漏れてくるのです。説明会資料よりも、さらに具体化された図面も漏れてきます。

都市計画を進めて異議の申立てができなくなるときまで開発の現況を隠蔽するのは、わかりにくい地図で反対意見、補足意見を妨げての開示とも言えない開示は、全体としての行政手続が違法になる疑を持っています。

公聴会そのものの情報の不徹底。区報のみならず、多様な周知方法で都民、区民への開示、公聴会情報の親切な提供がなく、閉鎖性があります。わかりやすい詳しい現況図を伴う情報を開示して意見を求めてください。

また、情報公開法、情報公開条例等による情報開示を求める方法の説示も必要です。

方針2ページから3ページにある基本理念及び基本戦略への異議。このマスタープランの基本理念にも基本戦略にも都民、区民の姿が見えません。都民、区民のいない人間の心を見無視した無機質な計画です。江戸っ子は五月の鯉の吹き流し、口先ばかりではらわたはなし、江戸っ子は宵越しの金は持たない、江戸っ子だってよ、神田の生まれよ、おら江戸っ子だ、3代続かなきゃ江戸っ子とは言わないなどと、江戸に住むこと、そのことが住む人々の気質を養い、それが誇りであったようです。

昭和の御代になっても、治安関係者が将軍家お膝元ですと、仕事の誇りとともに、首都東京を誇られるのを聞いたことがあります。我が東京、東京生まれ、東京育ち、東京在住、東京在勤でおのずと人柄が培われる、そんな東京にしたいものです。

私は日本橋区蛸殻町の生まれです。夫は鹿児島生まれです。嬉々として郷土の集まりに出かけ、方言で語り合うのを楽しみにし、故郷を誇りとしております。日本橋区という古い東京を私が誇る、そんなまちにできないもののでしょうか。私の子供たちが東京生まれ中野育ちを誇ってくれるように、そんなまちに。このまちに住むことを誇り、誇り得るまちにしようという志の姿が見えないものを基本理念と言うのでしょうか。そして、でき上がったまちに人間の姿が、人の心が見えないまちを基本戦略と言えるのでしょうか。地方自治の本旨は住民自治、団体自治だそうです。どんなもんだい、おいらのまち東京はと肩で風切るようなまちにしようではありませんか。

教育基本法第2条5項、教育の目的は国民に多くの徳目を期待した上、伝統と文化を尊

重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することを求めています。本来、都市計画にも、愛するに値する郷土の視点が求められていると思います。教育基本法の目的に沿う人間形成に有効なまちづくりの視点が望まれます。

戦略目標7に、ようやく「美しい都市空間の創出」とあります。春、夏、秋、冬、四季折々の自然条件を生かしたまちづくり、先人が築いてきた生活の歴史を生かしたまちづくり、そのことが人々に心の落ちつきと誇りを持たせ、風格ある景観は形成されます。景観が先行するものではないと思います。風格ある景観の価値基準、都民の誇りが先行するはずです。人口減少、少子高齢化の所与のものとしてなす都市計画など、論外です。

東京は都市の持つ高い生産性を含む魅力から、常に人々を引きつけ、人口は増加の一途をたどって今日を迎えています。それが国全体、そしてリーディングシティたる東京で出生率の低下を招いていること、住まい方、すなわち人間として根源的な幸ある子供を産み育てるに適した都市環境が失われていたこと、都市設計の貧困を意味すると思います。少子化には多様な要因はあるとしてもです。子供を産み育てる物理的環境が第一で、その喪失が少子化の大きな原因だと思います。都市計画の最上位に出生率の向上、人口の自然増加は存するはず。都市の生産性のますますの向上を目指しながら、人口減少を所与のものとするのは都市計画とは言えません。歴史上、生産性の上昇は常に人口の増加をもたらしているのです。

都市のユニバーサルデザインを否定するものではありません。むしろ、その向上を望みます。しかし、東京にしかないものを、東京の個性を磨くことによって、全ての基本戦略目標が達成すると思います。個性的なものは普遍的であり、普遍的なものは個性的なのです。世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市の創造はその結果としてあることであって、これを先行して基本理念とするという、自然と歴史から、人々の生活や意義から遊離した無内容、無機質な基本理念からは都市の衰亡、都市の滅亡、すなわち国家の滅亡へと導くのではないのでしょうか。

地域の有機的広がり、過去を見据えた縦の歴史、文化と、現在の人々の生活意識と文化への裨益ヒエイの視点を考えますと、交通の発達、広がり、速度、質、量ともに、高度化に伴い横の広がり、すなわち隣接各県との連続性、一体性を備えた主体的都市計画のマスタープランの策定を願うや切なものがあります。

折しも安倍晋三内閣は戦後レジームからの脱却を方針としています。方針1ページは基本的事項として、社会経済情勢の変化や国の動きを反映して策定するとあります。しか

し、この方針には科学技術の発展、情報化社会の驚異的高度化、国境のハードルの低くなった人、物、情報の国際的自由化がこの都市計画で東京都民の生活向上にどのように有益かの視点がありません。そして、人類史上の奇跡とも言える我が国のすばらしい国柄を誇り、回復しようとする現在の国の動きをも反映していません。この国の動きを反映することが、すなわち現在のみならず、子供たち、将来の東京都民が幸せと誇りを持つための都市計画になると思います。その視点をもってすれば、結果として生産性の高い効率的都市設計になるはずで、誇り高いまち、すなわち人々が経済的にも豊かな生活を営むまちです。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号 第 6 号
公述者氏名 [REDACTED]

【議長】 それでは次の方、準備をお願いいたします。最初に、御自分のお名前と対象となる都市計画原案を述べていただいてから陳述を始めてください。

【公述人】 はい。

【議長】 じゃ、お座りください。

【公述人】 はい。こんにちは。私は東京都大田区大森に住む [REDACTED] と申します。今日は都市計画の区域プランを軸にしてお話ししたいと思っておりますけれども、最初に、私を選定してくださったことに大変感謝しております。

それで今、私の前に二、三人の方がお述べになっていらっしゃるんですけど、ほとんど結論は同じことです。景観計画の問題もそうですし、都市計画もそうですし、マスタープランとか景観計画においては、スカイラインとか、マスタープランとか、それから今回、都市環境再生ゾーンとか、片仮名文字が非常に多いです。片仮名文字の多いということは、多分、申し訳ないけれど、行政の方も内容をはっきり把握してないからこそ輸入された言葉を使って、何だかモダンなものの振興に使っているのではないかと、私は心でいつもそう思っています。

まず、私は大田区の住人として、その場合に、東京都の駅を降りると真っ正面に皇居が見えます。あれは世界遺産に匹敵する見事な美しい建物です。もちろん歴史もあります。維持した人たちの労苦もあります。また、こちらには民間の1人の女性が非常に苦勞して修復までこぎつけた東京駅があります。皇居と東京駅の間は、まさに見事な、広く、大地権者も協力してつくった場面であり、日本の都市・東京都の玄関であり、象徴でもあると考えています。

ただ、惜しむらくは、皇居の後ろからホテルニューオータニの高層ビルか何か、非常に、昔、高層ビルが背後に出て、東京駅の後ろには数限りない高層ビルが建って、結局美しさを半減していると考えています。もし万が一、英知を集めた力のある東京都の公務員の方たちが都市計画というものを非常に真剣に考えられたならば、あるいは維持しようとするならば、大きな絵を描いて、あそこで半減してしまった美しさを再現することはできませんけれど、とどめることは十分にできたと無念でなりません。

そしてまた、限りなく建ち続けていく高層建築に辟易しながら、自治体の力とか、広域自治体になる東京都の気概のある計画とは何かというのをいつも考えています。今日という日が与えられたことを決して偶然ではないと私は思っています。私が住んでいる地区、大森というところは、JRの大森駅を分けて、西側が恵まれた良質の住宅地がある、田園調布にも匹敵する台地があります。また、東側は残念ながら、昔、潮干狩りをしていたという自然に埋められた軟弱地盤の低地になります。この中に住宅地と、それから商業地区と混在した地区があります。私は東京都の、申し訳ない、乱暴な用途地区設定によって、第1種住居地域、第3種高度地区という住宅地に住んでいます。そして、かなり昔、アサヒビールの工場跡に非常に大きな高層住宅が建てられたときは、商業地区だから仕方がないと考えていました。しかし、大田区の見事な太陽の光は、あの高層地区によって全部吸い取られると嘆いていました。

ところが、2年半前に、私の住居地域のまさに隣、庭の南に位置するところに17.8メートルという、小規模ではありますが、6階建てのマンションが建ちました。これによって、今日もまだ続いておりますけれど、2年半に及ぶ建築紛争を余儀なくされました。ところが、これに苦情を申し入れる先は大田区しかないと考えていたんですけれども、大田区の自治体というのは、残念ながら条例、要綱はつくるんですけれども、この条例、要綱には事業主に対する罰則がないために何の効力もないんです。だから、区民に対して守らなきゃいけないという責務を抱えながら何も守ることができない。そして、その前にはばかったのが、建築紛争を通じて教えられたことは、国の決めた法律だということがありました。法律が立ちはだかっているために、広域自治体の東京都も、その下とは言わないけれど、かなり自由な裁量を与えられている大田区も、もちろん住民も何も手出しができないという事実がわかりました。これが建築紛争から私の学び得た大きな理由です。

都市計画法の中には第2条に、たしか文化と健全を保障する住民ですか。それから、土地利用の効率ですか。それをうたっています。だけど、この土地利用の効率というのは、日本語ではありますけれど、何が土地利用の効率を意味するかわかりません。いろいろ建築紛争に苦しみながら学び得たことは、土地利用の効率とは、単なる事業者、開発業者が、利益を生むだけのための手段にすぎないと思いました。

そして、それはまさにそうでありまして、今回、アベノミクスの第3の矢と呼ばれるところの中に容積率の緩和という言葉があります。これは共同住宅——大田区ではマンショ

ンという言葉を使うと、はねのけられますけれども、明らかにマンションを含んだ高層ビルの建築に、容積率緩和によって非常に事業者側の利益を生んでいます。だから、私が言いたいことは、どちらも同じなんですけれども、高層建築とか共同住宅の高層ビルをつくるときには、広域な地域か、あるいは大きな緑地があるところ以外には一切建てないということを、広域自治体の東京都の気概ある人たちの力で何とか国と対抗して、都民の喜ぶ都市計画をつくっていただきたいと考えています。

それから、大田区の都市計画マスタープランと、それから東京都の、今度、6月18日に発表されました再生開発プランですか。東京都環境再生ゾーンとかという言葉があるらしいんですけども、それらによると、大田区のマスタープランは非常に抽象的です。それによって、何が何だかわからないうちに住居地域まで建築業者が進入し、開発をされて、多くの住民が悲痛な涙と犠牲を強いられながら住環境を悪化させていきました。再生プランにしても、東京都のプランにしても、大田区のマスタープランにしても、とにかく、どういうふうに言ったらいいんでしょうか。納税者である住民を大切にまず考えてほしい。それから、大きなプランを決定する前には、決定システムを少し改善してほしいと思います。

私たちは都市計画税という税金を払っているんです。それから、都民税も払っているんです。この税金の行方をはっきり知りたいと考えています。そして、その結果が、いつの間にか日光の当たらない住環境に陥ることなく、また、いつの間にか、要りもしない大きな建物を建てることなく、明朗会計といいますか、明瞭な結果を生んでほしい。それで住民の声をまず吸い上げて、大きなプランを、題目を与えて、住民の声をゆっくり時間をかけて結集し原案をつくり、そして計画をつくったものだったならば、何か納得のできる都市計画ができるのではないかと考えております。

御清聴ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号 第 7 号

公述者氏名

【議長】 では次の方、準備をお願いいたします。

【公述人】 [REDACTED] といいます。昨日も立川で公述しましたが、それとは違った視点で、全体についてと個別計画について5点ほど意見を述べます。

区部においては、これまでの石原都政のもとで、開発偏重政策で既に多くのまちから住民が追いやられています。また、国の規制緩和もてこととして、大手町や丸の内では、以前ではできなかったような高層建築がまちの景観を無視して進められています。もうこれ以上の都市の高層化は必要ないのではないのでしょうか。32ページで発生を抑制するとしているヒートアイランド現象の要因の1つは、無原則な高層化ではないのでしょうか。なぜ環状7号線の内側は中高層でなければならないのでしょうか。

いくら首都の顔といっても、高層であることだけが世界的に見て自慢できることではありません。むしろ歴史的建造物の保存や古いまち並みの保存こそが求められているのではないのでしょうか。ヨーロッパの少なくないまちでは、古い建物を保存したまち並みができています。35ページで指摘している計画方向、「都全域を景観計画区域として定め、首都にふさわしい景観を形成する」との方針であればなおさら、東京都も高層化だけでない方向を目指すべきではないのでしょうか。

個別の計画についていくつか意見を述べます。

まず、災害に強いまちをつくるために木造住宅密集地域をどうするかですが、すでにその対策として進められている特定整備路線整備計画は、十分に関係住民の意見を反映させた上で再検討すべきと考えます。今回、この整備計画推進の過程では、どの地区でも住民は後からその必要性や緊急性の説明を受けており、事前に十分に住民の意見を聞いた整備計画ではありません。したがって、27ページや29ページで目指しているような、従前の居住者の安定的な住まいの確保や円滑な住替えは、この特定整備路線計画とは整合性がとれないばかりか、住民の現居住地からの追出しと、関係住民間で、地域で醸成、蓄積されてきたコミュニティを無視したまち壊しになってしまうのがこの計画です。

災害に備えて、20ページでも指摘しているようなエリアマネジメントを進めるという方向性は、防災対策としても有効に機能すると考えますが、特定整備路線により、道路で

まちを分断するという事は、このようなエリアマネジメントの普及促進とは真逆の政策手法です。道路建設を進めるよりも、そもそも燃えないまちをつくるのが先ではないでしょうか。そのための支援策を強めることこそ災害に強いまちをつくることであり、事前防災策として行うことであることをマスタープランで位置づけるべきです。

また、ここで整備が計画されている路線は、この間、東京都なりの見直しで必要性を再確認してきたと言いますが、元の計画は昭和21年ごろ、つまり終戦直後に机上でつくられた道路網です。この間に行われた見直しでも、ゼロベースでは再検討が全く行われてきませんでした。すなわち代替性の検討は全くと言っていいほど無視されてきたのです。そんな計画をもとに都市づくりが進められていいはずがありません。熟成されたまちが既にでき上がっているのですから、そのまちのあり方と住んでいる人々を中心としたまちづくり、マスタープランに変えるべきです。

以上の理由で木造住宅密集地域対策、災害に強いまちづくりは根本から計画のあり方を見直すべきです。

これに関連して、道路計画に関するマスタープランの方向性について意見を述べます。現在、東京都においては第4次優先整備計画を検討中とのことですが、マスタープランでの方向性は、この、まだ決定していない優先整備計画を先取りしてまともな検討や議論なしに道路整備計画を決めてしまうことになってしまうのではないのでしょうか。

23ページでの、「同方針に定める優先整備路線に位置づけられなかった路線についても、面整備など、まちづくりが具体化した機会を捉え、順次事業化を図っていく」との指摘は、都市計画道路の中で10年ごとに各路線を検討して優先して整備することにしてきた今までの東京都の道路政策とどのように整合性がとれるのでしょうか。この部分の記載では、必要性の検討や代替性の検討もなしに全てつくりなさいと言っているに等しいものであると考えますので、この部分は白紙から改めることを要望します。

次に、河川エリアで進めるとしているスーパー堤防について述べます。東京都は災害に効果があるかのような位置づけをしています。そのように位置づけているのは東京都と江戸川区だけです。東京東側の河川区域にあたる荒川沿岸、江戸川沿岸、中川沿岸などの関係区、葛飾区、江東区、荒川区、北区、足立区、そして埼玉県のカンオ市でも、今後スーパー堤防を進めるといふような行政計画はつくっていません。なのに、なぜマスタープランで位置づけなければならないのでしょうか。

2011年12月の高規格堤防の見直しに関する検討会報告をそのよりどころとしてい

るようですが、2012年の会計検査院の無駄な支出であることの指摘、「これまでの進捗で計算すると、総延長完成まで2200年も時間がかかってしまうこと」という指摘が間違っているわけではありません。東京都の想定を超える規模の洪水からも、都民の命と暮らしを守り、首都東京の機能を維持するために必要との考えは改めるべきです。もとよりスーパー堤防は洪水氾濫を防ぐのではなく、越流を前提とした堤防計画です。堤防の内側に洪水氾濫を予定している計画が何で都民の命や暮らしを守ることになるのでしょうか。このスーパー堤防に関する部分は全てマスタープランから削除してつくりかえるべきです。

次に、玉川上水に関連して意見を述べます。いくつかの部分で玉川上水とその周辺環境の保護、例えば35ページでは、「景観基本軸（玉川上水景観基本軸及び国分寺崖線景観基本軸）については、特色ある自然や地形を保全するとともに、これらと調和した良好な景観の形成を推進する」というようなことがうたわれており、そのことそのものは大事であり、進めるべきであると考えますが、マスタープランで整備推進やその効果をうたっている放射5号線や調布保谷線、府中所沢線などでは、道路整備が玉川上水の景観と環境を破壊しているという現実をどのように改善し、景観や緑や自然環境など生態系の保護を実現するのでしょうか。景観や自然保護と共存するまちづくりのあり方を都民参加でもっと真剣に検討し直すことを要望します。

最後に、湾岸エリアのまちづくりについて意見を述べます。臨海副都心では今でも多くの空き地が存在しており、この開発計画とその整備効果については費用対効果も含めて再検証が本当に必要であると考えます。東京都が出資している第三セクターも赤字続きであると聞きました。何車線もある湾岸道路や高速道路の隣接空間にマスタープランで言っているような住空間が本当に存在するのでしょうか。「職、住、学、遊」の混在があり得るのでしょうか。

また、西の湾岸エリアである八潮団地周辺の今後のまちづくりはどのように進めるのでしょうか。この八潮団地エリアでは、湾岸道路などによる大気汚染の被害が解消されずに有効な排出源対策もとられていません。マスタープランで八潮団地周辺の環境改善と住環境の保護の方針を明確にすべきことを要望します。

以上で公述を終わります。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございました。

公述整理番号 第 8 号

公述者氏名

【議 長】 それでは次の方、準備をお願いいたします。

【公述人】 これ、今1時59分だから、何か最後10分になったら、チンと言ってくれるんですよ。

【議 長】 そうです。

【公述人】 お願いします。

【議 長】 10分たちましたらチャイム鳴らしますので。

【公述人】 はい。ちょうどいいから2時から始めましょう。世田谷区の■■■■といたします。私は都市マス原案についての公述をいたしますが、そのポイントは申込みで申し上げましたが、発想の転換がまず必要だということです。これからの世界で東京の魅力や価値を本当に高める計画にしくちゃいけない。そして、人々の生存基盤を本当に支える計画にしくちゃいけない。もうそういう時代じゃないのと。そういうことから、これに意見を申し上げます。

それから、次に防災方針につきましては、まず都市マスにとっても前提であるが、原発から抜け出す、原発のない日本を東京から——東京だけじゃつくれませんけど、つくることが大前提です。そのことを申し上げておきたいのが第2番目の趣旨です。ただ、あらかじめ申し上げますが、後で申し上げる希望の政策というものの参照をお願いしたいと。防災方針原案への公述内容としては、希望の政策の17から20ページを参照いただきたい。後で置いてまいります。

それから3つ目には、都市マスタープランのつくり方と運用の実態を抜本的に変える必要があるということです。ちょっと結論だけ申し上げますと、御存じのように、戦前以来、内務省主導の都市計画等々の歴史もあり、開発行政、それからまちづくり行政は行政専権ですね。議会も基本的に関与できません。報告したりはしますけどね。ましてや住民参加等というのは極めて形骸化している実態があるので、今、安倍政権が進めているような端的な最悪の事例は、憲法を壊すことを勝手に政府がやっちゃうと。解釈で。こういう行政ファシズムになりかねない分野です。そのことを肝に銘じて、三課長さんを初め作業に当たっていただきたいと思います。

それで、第1の点について申し上げます。私は二子玉川再開発問題や外環道問題などでの住民活動の経験と、都知事選挙でのこれから申し上げる希望の政策の作成、そして勝手連、選対活動の経験を踏まえて公述いたします。

御承知のように、舛添さんが当選しました。しかし、宇都宮さん——宇都宮さんの政策が希望の政策です。それから、細川さんも後で申し上げる持続可能性、サステナビリティのことをおっしゃっていましたが、原発に特化してはいただけけれども、私の感じでは、宇都宮さん支持や細川さん支持のほとんどの方は、これから申し上げることに気持ちを同じくしていただいているんじゃないかと思います。舛添さんも、それを取り入れたところがあります、現知事の。さらに言えば、田母神さんも、団地でお年寄りと若者——子供たちもかな。一緒に住めるようなことを考えようじゃないかっておっしゃってましたよね。もちろん選挙では、それぞれの考えでそれぞれのイシューで選びますから、全部一律に都市開発問題、都市計画問題で判断しておりませんが、多くの都民の意思を、残念ながら低投票率ではありますが、都知事選という、みんなの意見が一番出るところに照らしてみても、私が申し上げることに合理性はあるんじゃないかと思っております。

そこで、発想の転換とは何か。都心一極集中、大規模開発優先の都政を転換し、コミュニティと環境を重視する、都市構造をつくる、そういうマスタープランにしようじゃないか。これが希望のまち東京をつくる会という会の希望の政策です。宇都宮健児さんの会の希望の政策です。

6つございますが、その1は、サステナブルな世界都市の創造へ転換するということです。サステナブルって、いろいろ翻訳があるようですけども、そこに書いてあるのをちょっと紹介いたしますと、都市の膨張と都心一極集中に歯どめをかけ、地球温暖化を防止し、水と緑——先ほど河川の問題、ございましたけれども、これも対策とらなきゃいけませんよ。後で申し上げる外環道も大問題です。それからアメニティ、つまり都市の暮らしやすさ、そしてコミュニティ（地域社会）を重視する、サステナブルな世界都市の創造へ転換してこそ、東京には、例えば外資を呼ぼうと言ったって、魅力ある場所で元気な若者が力を発揮して働けるまちでなかったら、そんなもの絵に描いた餅になってしまいます。戦略特区なんて、そうなっていますよ、今。国家戦略特区という、とんでもないものを今やろうとしています。ただ、やるのは国策ですから、どうするかは舛添さんです。そういうことがございます。舛添さんは9区にしか入れないと言っておりますから、ここの問題もありますよね。

それから2つ目、東京を目指す世界都市とは。単純に国際競争力とか、つまり端的に言うると、先ほどもございましたけど、銭ゲバで浅ましい思惑で、利権共同体で、目先の経済的利益だけを追求しようというような意味での国際競争力では到底あり得ないはずですよ、目指す東京は。ましてや格差社会の日本の他都市との都市間の経済競争に勝ち抜くことだけを念頭に置いた銭ゲバの浅ましい東京であってはならないはずですよ。真の世界都市とは、世界各地の自治体や国連などと連携しつつ、民主主義と市民参加の拡大、人権尊重、気候変動防止と低炭素型都市づくり、国際平和、貧困縮減と社会福祉の増進、女性の権利向上、都市文化の充実を、伝統的なものも先進的なものも目指す都市でないですか。

東京都議会から、最近のああいう発言が出るような東京であってははいけません。先ほども、清潔な環境が一番のおもてなしではありませんか。品性浅ましい議会がある東京であっては、おもてなしできるわけないじゃありませんか。オリンピックだって、怪しくなりかねないじゃありませんか。

新たなまちづくりの基調が3つ目です。これは今申し上げた経済の問題でも、一部企業だけではなくて全企業、都内各地の地域経済の活性化、内需拡大を促す、そういうまちづくりにしなきゃいけないんじゃないですかね。

それから4つ目、東京への人口集中を抑制し、地方、農村での人口減少に歯どめをかけ、都市と農村が連帯できる——もちろん都市農業もあります、都内にも。広大な三多摩もございます。ここは23区中心ですけども。都市と農村が連帯できる経済循環と地方自治のしくみを検討し、国に堂々と物が言える東京でなければいけないじゃありませんか。国と東京、そして基礎的自治体は同権ですよ。上位計画、下位計画というのもやめましょう。東京がみずから考えて最適な解を出して、みんなで考えて、事業者ももちろん入れて、議会も入れてやっていくのが本当の都市計画、まちづくりじゃありませんか。ましてや基礎自治体に勝手に押しつけるのははいけません。ちゃんと協議してやりましょう。私、世田谷ですけどね。

それから5つ目、2020年東京オリンピック開催に名をかりた東京都心での大型インフラ整備は行いません。森さんも舩添さんも見直すと言っているんだから、大いにやっってもらう必要がある。

そして、後で置いていく中の39、40ページに希望の政策のオリンピックについて書いてございますので、ぜひ御参照ください。

新国立競技場は、今のを最大限活用してやったほうがいいと思いますね。専門家も言っ

ていますしね。とんでもない化け物みたいな景観ぶち壊しの建物建てていいんですか、あなた方、その3課長さん。よく考えてください。やれること全部やってください。

それから6つ目、最後です。都市計画決定されながら事業が進まない公共事業から撤退する柔軟な制度づくりをする必要があります。そして上位計画、下位計画もだめ、それから国家戦略特区みたいなことを書き込むかどうかはともかく、国が決めるのは刻々変わりますし、10年間とか先を見通すのに一々手法を書く必要はありませんし、不適切です、手を縛ります、柔軟に対応できません。ですから、高度利用とか再開発促進区だとか——二子玉川、そうですけどもね。さんざんっばらやっていますが、世田谷区や東京都もかけ合って、裁判もやって、国と国交省とかけてやっていますが、そういうことは手を縛らないほうがいいですよ。それから、さっきいろいろ言われた何とか計画というのも、余計な計画はないほうがいいぐらいです。そんなものを律する立場にもある都市計画マスタープランをまずやるべきです。

最後に、時間がなくなってきたので外環道のことを申し上げます。その後、ぜひ参照していただきたいのは、21ページから24ページでより具体的に国家戦略特区から8つ申し上げておりますが、水と緑を保全し、交通政策を組み替える必要があると。原案にある環状メガロポリス構造ではなく、東京グリーンベルト構造への修復をする。そのためにも外環道その2の地上部を含むの事業を取りやめ、認可たる取消しが必要ですし、お化けのように、ゾンビのように残っていた都市計画決定等の行政手続も廃棄すべきです。やり直す。現在、私を含め1,000人超の異議申し立てで数百人の口頭陳述を準備しておりますから、3課長さんを初め所管にもいろいろ影響があると思います。ぜひこれに対しては正面から向き合って公正にやっていただきたい。これを申し上げて終わります。

【議 長】 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の公述は終了いたしました。公述人におかれましては、貴重な御意見を賜りありがとうございました。また、傍聴人の皆様も御清聴ありがとうございました。

それでは、公聴会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。